

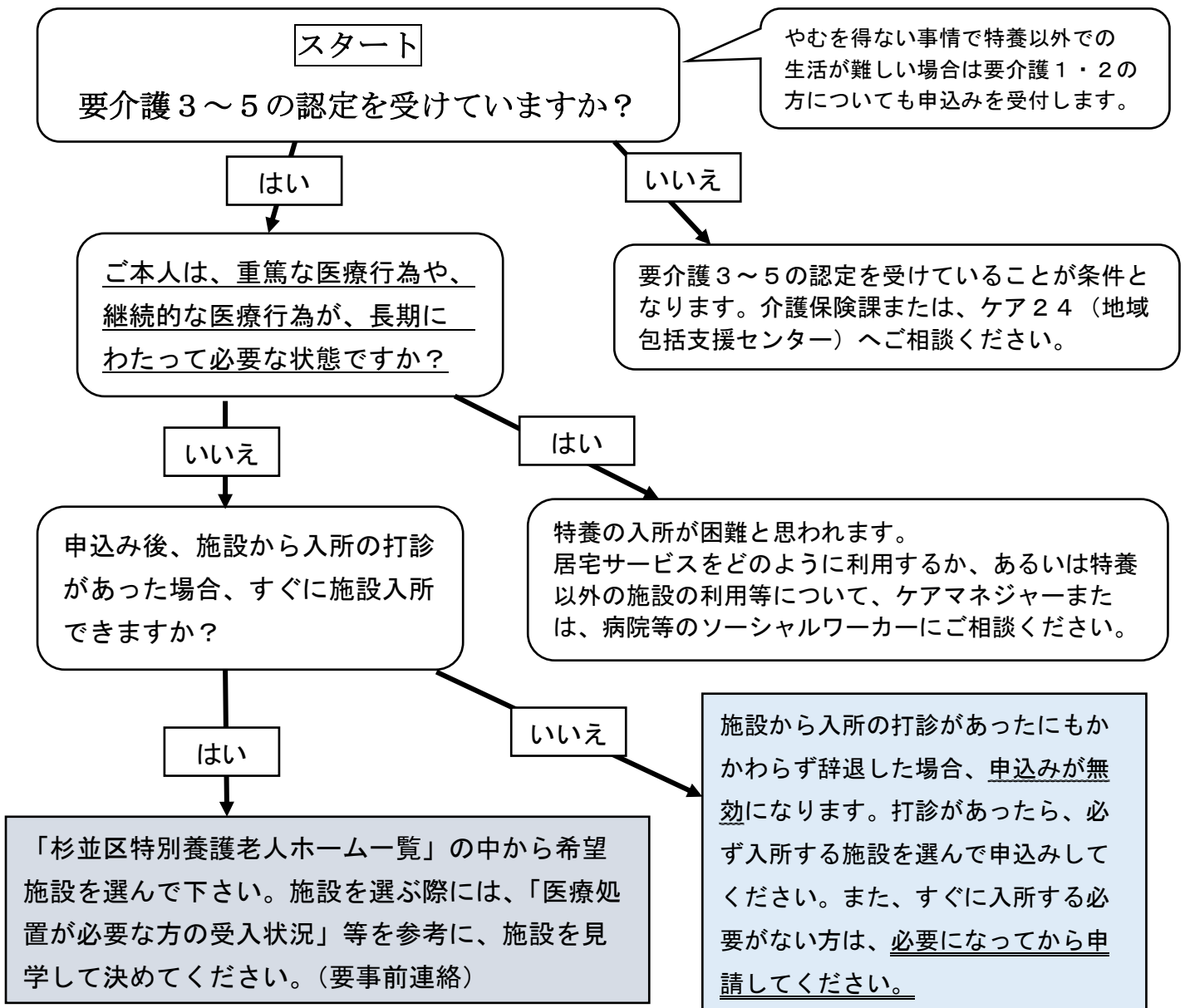
# 特別養護老人ホーム入所申込みをされる方へ

## \* 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは \*

身体が不自由なため寝たきり状態の方、認知症がある方等に、日常生活に必要な身の回りの介護・機能訓練・療養上の世話などのサービスを提供する施設です。介護保険の要介護3から5と認定され、常時介護が必要で、在宅で介護を受けることが困難な方が申込み対象です。

\* 介護保険制度の見直しにより、平成27年4月1日以降特別養護老人ホームに入所できる方は、原則要介護3以上になりました。要介護1・2の方については、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる方のみの受付とします。

ご本人のお体の状況やご希望の内容によっては特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）をご利用いただけない場合があります。下の図を参考にしてください。



## 申込みにあたってのお願い

次の点をご理解の上、申込みいただきますようお願い申し上げます。

- 1) 杉並区では、特養入所の公平性を確保するため杉並区特別養護老人ホーム入所指針を定め、要介護度や介護者の状況等を勘案し、入所の必要性の高い方から入所できる方法を取っております。申込み順ではありません。「今は入所するつもりはないが、将来入所するかもしれない」といった予約的な申込みはご遠慮ください。また、施設から入所の打診があった時に入所をお断りされた場合は、希望された全ての施設の名簿から削除されますので、ご注意くださいますようお願いいたします。
- 2) 施設を選ぶ前に見学をしてください。  
サービス内容や交通の便、設備等について、事前に確認した上で選んでおくと、入所面接までお話が進んでから「こんなはずではなかった」といったトラブルを防ぐことができます。事前に施設へご連絡の上、見学をしてください。
- 3) 継続的な医療が長期にわたって必要など、施設での対応が困難な方は、入所することができません。また、24時間の医療対応や外来受診時の職員の付き添いはできません。持病がある方は施設とご相談ください。
- 4) 入所面接・入所について  
入所の候補者になると、施設から面接の連絡があります。通常、施設は複数の候補の方へ連絡を行っています。その中で、身体状況等や面接の結果を各施設で検討し、入所を決定しております。入所まで半年、1年待つて欲しい等のご要望にはお応えできませんのでご注意ください。
- 5) 介護状況が変化した際には、入所申込書を再度提出してください（介護度が変化した場合、介護保険者が杉並区であれば提出は不要です）。医療的対応が必要になった場合は、申込みしている施設にご確認ください。入所希望施設を変更していただく必要がある可能性があります。また、現状の受け入れ人数によっては入所できない可能性があることもご承知おきください。
- 6) 次の場合には申込みが無効になります
  - ・ 申込書の有効期限（1年）を過ぎても再度申込書の提出がない場合
  - ・ 要介護認定が要支援1・2、要介護1・2または非該当になった場合（要介護1・2で特例入所該当者を除く）
  - ・ 要介護認定の有効期間が過ぎても更新の手続きをしなかった場合
  - ・ 施設から入所の意思確認があったにもかかわらず辞退した場合
  - ・ 杉並区を転出した場合（転出後も希望する場合、改めて申込みの必要があります）